

農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出 必要書類一覧

農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書（所定様式）	3部
公告の写し（物件明細書、現況調査報告書、評価書等）	写し2部
土地の登記簿謄本	原本1部・写し1部
土地の公図	原本1部・写し1部
法人登記簿 （※願出人が法人の場合に提出）	原本1部・写し1部
会社の定款 （※願出人が法人の場合に提出）	写し2部
融資証明書又は残高証明書（通帳の写し可） （※転用計画において、土地の購入、工事費又は土地を賃借する場合に必要な諸経費（敷金、礼金、保証料、仲介手数料、前払い賃料等）等が発生する場合の資力確認のために提出（直近資料）。 ※転用に係る添付資料について、融資申込書・融資相談受付書等の添付は、資力証明資料としては不可（仮審査の承認通知は可）	原本1部・写し1部 （通帳の写しを提出する場合は写し2部）
資金計画書（所定様式） （※転用計画において、土地の購入、工事費又は土地を賃借する場合に必要な諸経費（敷金、礼金、保証料、仲介手数料、前払い賃料等）等が発生する場合に提出。資金調達の内訳は、願出書の記載内容と一致させること。	写し2部
設計図（平面図・配置図・測量図等） （※転用計画に建築物等がある場合は、平面図・配置図・建築面積求積図を提出すること。配置図には、隣地・道路から建築物までの距離を記載し、付帯施設（駐車スペース、庭園等）についても図で示すこと。また、周辺地への環境被害防除策として、浄化槽の設置場所（設置義務がある場合）、排水処理計画、隣地への土砂・雨水・汚水等の流出を防ぐための擁壁（種類・高さ）等も記載すること）	写し2部
事業計画書（駐車場・資材置場等）（所定様式） （※駐車場、資材置場等への転用の場合に提出。既存の駐車場又は資材置場等がある場合は、計画書に記入のうえ、施設の位置図と現況写真も添付すること）	2部
利用計画図（駐車場・資材置場等） （※駐車場、資材置場等への転用の場合に提出。資料は土地の公図の形状に合わせて作成し、利用計画に関する補足事項等も、作成例を参考に記入すること）	2部
代替地検討書 （申請地が第2種農地、第1種農地、農地農用地の場合に提出すること。 検討した土地の位置を示す図面も添付すること。）	原本1部・写し1部
申請地の位置図 （インターネットで取得した地図、ゼンリン等）	写し2部
下水道配管図面（市下水道課にて取得）	写し2部
上水道配管図面（市水道施設課にて取得）	写し2部
【委任して代理人が申請手続きを行う場合】 （※委任をせずに本人が申請書類の提出を行う場合は、運転免許証等のコピーを添付してください）	
委任状（任意様式）※押印省略可ただし、自筆署名	原本1部
委任者及び受任者（代理人）の身分証明	写し1部

【その他必要に応じて添付すべき書類】 ※下記に記載されている以外にも、必要に応じた書類の提出を求める場合があります。

- 1 転用目的が農家住宅の場合：農業従事者証明の写し
- 2 転用計画において、他法令での許可・資格等を要する場合：その証明書等の写し

○買受適格証明願出書の提出は、毎月10日締切（締切日が閉庁日の場合はその次の開庁日）です。

※転用計画における開発許可の必要性の有無や、その他都市計画法上の規制及び必要手続きについては、市の都市計画課又は沖縄県南部土木事務所で確認してください。

※申請人が自署する場合は、農業委員会において職員の目前で自署してください。